

第4章 障害福祉サービス等の円滑な推進（障害福祉計画）

第1節 計画策定の趣旨

「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念の下、障害のある人が地域の一員として、地域社会の中で共に暮らす社会を実現していくためには、障害の種別や程度を問わず、障害者が自らその居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けながら、障害者の自立と社会参加の実現を図っていくことが今後の重要な課題となっています。そのためには、地域に合ったきめ細かな計画を策定し、障害のある人のニーズに沿った福祉サービスの内容の充実と適切なサービスの提供基盤の整備が求められています。

本市では、これまで、平成15年3月に策定した「第2次光市障害者福祉基本計画」に基づき、サービス提供体制の整備をはじめ、障害福祉施策全般について計画的に推進してきました。

さらに、平成18年4月の障害者自立支援法の施行により、障害者（児）に対する障害福祉サービスについて、国・県の補助をルール化した「法定給付事業」と市町村の自主事業となる「地域生活支援事業」に大きく再編され、障害の程度や個人のニーズに合った複数のサービスが利用可能となるなど、サービス体系全般についての抜本的な見直しが行われ、サービス利用体制の拡充が図られました。

本計画は、障害者自立支援法に基づき、障害者福祉基本計画に掲げる在宅生活支援サービスや居住系サービスの事項中、障害福祉サービスに関する実施計画として位置づけられます。

今回の計画策定にあたっては、第1期計画（計画期間：平成18年度～平成20年度）の進捗状況等を検証分析し、障害のある人の自立と社会参加が一層進むよう、平成23年度までの新体系への移行に向けたサービス提供基盤の整備をはじめ、訪問系サービスや日中活動系サービス、居宅サービス等の円滑な推進を目指して、第2期計画（計画期間：平成21年度～平成23年度）として策定するものです。

計画の期間

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		光市障害者福祉基本計画 (H19～H22)					
		第1期計画 (H18～H20)		第2期計画 (H21～H23)			
		光市障害福祉計画					

障害者自立支援法のサービス体系

